

支 払 基 金
平成 2 5 年 6 月 2 1 日

医薬品マスターの改定について

今般、平成 2 5 年 6 月 2 1 日付け厚生労働省告示第 2 1 0 号及び同第 2 1 1 号に基づき医薬品マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、薬価基準収載医薬品の商品名について、別紙 1 のとおり新たに医薬品コード（4 5 品目）を設定したのでお知らせします。

おって、「医薬品名・規格名」が 3 2 文字を超える医薬品について、別紙 2 のとおり省略しています。